

2013 年 7 月 4 日 公示 参議院議員選挙用

脱原発基本法案関連資料セット

この PDF は、以下の資料をまとめたものです。参議院議員選挙において、脱原発法推進の候補者を一人でも多く当選させるために、この資料セットをぜひご活用下さい。

1. 「原発ゼロの社会実現のために 脱原発基本法の成立にご協力を！」
＜1 ページ＞ （候補者へ脱原発法の推進を働きかける運動に、市民の参加・協力を呼びかけるチラシです）
2. 脱原発基本法案 （2013 年 3 月 11 日 参議院に提出されたものです）
＜2 ページ＞
3. 脱原発法 Q&A （脱原発法へのよくある質問と回答をまとめました）
＜4 ページ＞
4. 政策契約書 （実際に議員候補者に署名・捺印を頂くものです）
＜2 ページ＞
5. 「脱原発法制定「政策契約書」への賛同・署名をお願いします」
＜1 ページ＞ （議員候補者への説明文書です）

以 上

脱原発法制定全国ネットワーク事務局

さくら共同法律事務所気付

TEL 03-5511-4386 FAX 03-5511-4411

E-mail : datsugenpatuhounet@gmail.com

原発ゼロの社会実現のために 脱原発基本法の成立にご協力を！

「脱原発基本法案」は、2013年3月11日に国会に再提出されました。多くの人が願う脱原発を、スローガンだけではなく具体的に実現するための法案です。今度の参院選挙では、原発推進への回帰を目指す政党・議員に対抗し、脱原発を目指す議員を一人でも多く当選させなければなりません。

1. 法案成立には国会議員の協力が絶対に必要です。議員へのはたらきかけにご協力ください。

ーこの取り組み抜きには、法案成立を達成することはできませんー

- ◆お住まいの選挙区やお知り合いの参議院議員候補者に、脱原発基本法案への賛同をはたらきかけてください。
- ◆法案に賛同した参議院議員候補者が国会での審議の過程で、一貫して脱原発基本法案を成立させる立場をとっていただくため「政策契約」を結ぶようお願いしてください。

「政策契約」は脱原発法制定全国ネットワークと国会議員が、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図り、脱原発基本法案の早期成立をめざすために、脱原発の基本姿勢と政策契約内容について、双方が合意する「契約」です。

参議院議員候補者が脱原発法に賛同するとの回答を得られましたら、事務局までご連絡ください。

- ◆「政策契約」して下さった参議院議員候補者には、脱原発法制定全国ネットワークのシンボルマークの「脱原発法をつくろう」のステッカー、またマークを選挙ポスターに貼るなど、意志表明に活用していただきます。全選挙区で「脱原発法をつくろう」のステッカーを貼る候補者を生み出しましょう。

候補者に賛同のお願いをする際に必要なツールとして、法案、三つ折りのリーフレット、脱原発法 Q&A、政策契約書を用意しました。ホームページからもダウンロードできますが、ご希望の方にはお送りいたします。送付先（①郵便番号、②住所、③氏名、④お住まいの選挙区、⑤必要部数等）を明記のうえ、下記 E-mail 又は FAX でお申し込みください。

2. 脱原発基本法案の存在を広げ、地域社会に知らせてください。

法案に賛同する国会議員、自治体議員ほか、一人でも多くの人に脱原発法案を知らせ、賛同を募りましょう。

- ◆リーフレット「脱原発法をつくろう！」を作成しました。集会で配るなどご活用ください。

送付先（①郵便番号、②住所、③氏名、④必要部数、⑤よろしければ活用先）を明記のうえ、下記 E-mail 又は FAX でお申し込みください。

- ◆脱原発法制定全国ネットワークのシンボルマークのステッカーを作成いたしました。1シート（A4 大1、小6）を実費（200円）でお分けしています。詳細についてはお問い合わせください。

- ◆地域や団体で学習会などを開催してください。上記事務局にご連絡いただければ、講師を派遣するなどご協力します。

脱原発法案について詳しくは下記をごらんください

*公式ホームページ www.datsugenpatsu.org

近日中に、参院選候補者の脱原発基本法への賛否の一覧を掲載予定です。

脱原発法制定全国ネットワーク事務局

さくら共同法律事務所気付 ☎ 03-5511-4386 FAX 03-5511-4411

E-mail: datsugenpatuhounet@gmail.com

脱原発基本法案

東日本大震災における原子力発電所の事故から学び取るべきものは何か。世界で唯一の原子爆弾の被爆国でありながら、虚構の安全神話の下で推進してきた我が国の電力政策の見直しは、その重要な課題であることは論をまたない。

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆(ぜい)弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくても、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

一方、今後の我が国は、低炭素社会を目指すとともに経済の活力を維持することが不可欠である。省エネルギーを一層推進すること、再生可能エネルギー電気を普及させること、発電方式等を高効率化すること、エネルギーの地産地消を促進すること等と併せ、発電に係る事業と送電等に係る事業との分離等のいわゆる電力自由化に関する施策及び原発立地地域の経済雇用対策も重要である。

このような状況に鑑み、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を早期に確立することは緊要な課題である。

ここに、我々は、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図るため、この法律を制定する。

(目的)

第一条 この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に国民の生命、身体又は財産に重大な危険が生ずること及び経済社会に及ぼす被害が甚大になること、原子力発電の利用を継続した場合に使用済燃料（原子炉において燃料として使用された物質をいう。以下同じ。）の長期にわたる保存及び管理が一層困難となること等に鑑み、脱原発について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、脱原発を実現するための施策に関する基本的な計画について定めることにより、できる限り早期に脱原発の実現を図り、もって国民の生命、身体又は財産を守るとともに国民経済の安定を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「脱原発」とは、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電気を安定的に供給する体制を確立することをいう。

2 この法律において、「再生可能エネルギー電気」とは、太陽光、風力等の再生可能エネルギー源を変換して得られる電気をいう。

(基本理念)

第三条 脱原発は、できれば平成三十二年三月十一日を目標として、遅くとも平成三十七年三月十一日までに、実現されなければならない。

2 脱原発を実現するに当たっては、電気の安定的な供給に支障が生ずることとならないよう、かつ、二酸化炭素の排出量の増加ができる限り抑制されるよう、省エネルギー（エネルギーの使用の合理化をいう。以下同じ。）が一層推進されるとともに、再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大が図られるものとする。

3 脱原発を実現するに当たって生ずる原子力発電所の立地地域及びその周辺地域の経済への影響については、それが国の政策の転換に伴うものであることを踏まえ、適切な対策が講じられるものとする。

4 脱原発を実現するに際し、発電の用に供する原子炉（以下「発電用原子炉」という。）は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならないものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するための施策を総合的に策定し、脱原発を実現するため、省エネルギーの推進並びに再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力発電所を設置している電気事業者等（以下「原子力電気事業者等」という。）の損失に適切に対処する責務を有する。

2 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するに当たって原子力発電所の立地地域及びその周辺地域における雇用状況の悪化等の問題が生じないように、エネルギー産業における雇用機会の拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有する。

(原子力電気事業者等の責務)

第六条 原子力電気事業者等は、第三条の基本理念にのっとり、第八条第一項に規定する脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有する。

(法制上の措置等)

第七条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改廃を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(脱原発基本計画)

第八条 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発を実現するための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならない。

2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 発電用原子炉の運転の廃止に関する事項（当該廃止までの間において発電用原子炉の設置の許可及び増設を伴う変更の許可を新たに与えないこととするために必要な措置に関する事項を含む。）

二 電気の安定供給を維持し、及び電気料金の高騰を防ぐために必要な措置（省エネルギーの推進及び化石燃料の適切な調達を含む。）に関する事項

三 再生可能エネルギー電気及び天然ガスを熱源として得られる電気の利用の拡大並びにエネルギー源の効率的な利用に関する事項

四 発電に係る事業と変電、送電及び配電に係る事業との分離等の実施に関する事項

五 発電、変電、送電又は配電の用に供する施設によって構成される電力系統の強化等の電気の供給に係る体制の改革に関する事項

六 発電用原子炉の運転の廃止を促進するための原子力電気事業者等への支援その他脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力電気事業者等の損失への対処に関する事項

七 原子力発電所が立地地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項

八 使用済燃料の保存及び管理の進め方に関する事項

九 発電用原子炉の廃止に関連する放射性物質により汚染された廃棄物の処理、放射性物質による環境の汚染への対処、原子炉において燃料として使用される物質の防護等のための措置に関する事項

十 発電用原子炉の廃止及び前号に掲げる事項に係る原子力に関連する技術並びにその研究水準の向上並びにそのための人材の確保に関する事項

十一 その他脱原発の実現に関し必要な措置に関する事項

3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により脱原発基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）と協議するものとする。

5 原子力規制委員会は、前項の規定により内閣総理大臣から協議を求められたときは、必要な協力を行わなければならない。

6 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、脱原発基本計画を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、脱原発基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、脱原発を実現するための施策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

脱原発法Q & A (Ver. 4)

脱原発法制定全国ネットワーク

Q 1 脱原発法案のねらいは何ですか。**A 脱原発法のねらいは、脱原発を「国策」として、法律で固定化することです。**

福島原発事故を経験した今でも、「原子力基本法」等は維持されており、原子力利用の推進が国策のままとなっています。個々の原発の再稼働を止めることは大変重要ですが、それだけでは不十分であり、脱原発を実現するためには、脱原発を法律で決定し、「原子力基本法」等の原子力利用を推進していた法律を改める必要があります。この点が、再稼働に反対する活動だけでなく脱原発法の制定が必要な根本的な理由です。

Q 2 脱原発基本法案の内容を教えてください。**A 脱原発基本法案の主な内容は、以下のとおりです。**

- ・脱原発は、できれば2020年3月11日を目標として、遅くとも2025年3月11日までに実現されなければならない。
- ・脱原発を実現するに際し、発電用原子炉は、その運転を廃止するまでの間においても、最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準に適合していると認められた後でなければ、運転（運転の再開を含む。）をしてはならない。

Q 3 脱原発基本法案は、2025年までの原発の運転を認めているように見えます。脱原発基本法案は、再稼働を容認するのですか？**A 脱原発法は、原発再稼働を容認するものではありません。**

個別の原発の再稼働は、「最新の科学的知見に基づいて」原子力規制委員会が定める技術上の基準に合格することが最低限の条件であることを明記しました（3条4項）。この規定は、再稼働をする側に安全であることの立証責任を負わせるものです。また、呼びかけ団体のひとつである「脱原発弁護団全国連絡会」は、福島原発事故の事故原因を踏まえた安全対策もとられていないのに原発の再稼働をすることに強く反対し、すべての原発の再稼働を止めるための訴訟に取り組んでいます。私たちは、福島原発事故の事故原因を踏まえた安全対策も執られていないのに原発の再稼働をすることには断固として反対です。再稼働を止めるためのデモや住民投票や訴訟などあらゆる活動に取り組めます。

Q 4 原子力規制委員会の新規制基準は、「最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準」を満たしているのですか？**A 満たしていません。**

原子力規制委員会によって、新規制基準が決定されましたが、福島原発事故の原因解明そのものが未だ不十分で地震が事故にどのような影響をもたらしたか明確となっておりませんし、公衆と原発の隔離要件を定めていた立地指針が無視され、シビアアクシデント対策に置き換えられる等、約1500人にも達する福島県内の災害関連死など多くの住民が避難の過程や長引く避難生活の中で既に亡くなっている福島原発事故の深刻な被害の教訓が十分活かされているとはとても言えません。従って、新安全基準は、私たちが法案で求めている「最新の科学的知見に基づいて定められる原子炉等による災害の防止のための基準」を満たしておらず、むしろ極めて不十分なものと考えます。

Q 5 脱原発法の中の、脱原発基本計画について説明してください。

A 脱原発基本計画（法 8 条）は、政府が脱原発を計画的に推進するための具体的な施策を定めるもので、脱原発基本法案の核となる規定です。

各原発の廃炉の順序や時期などは、脱原発基本計画の中で決めていくこととしています。また、「内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。」（8 条 3 項）として、これを閣議決定することとし、安易に計画が変更されることのないよう縛りをかけています。

Q 6 使用済み燃料の再処理や、廃炉に伴う電力会社に対する補償、立地自治体に対する補償はどうするのですか？

A すべて、基本計画において定めることとしています。

使用済み燃料の保存及び管理の進め方に関する事項も、基本計画において定めることとしています。原発によっては、電力会社に対して廃炉に伴う補償をしなければならない場面も考えられますが、これも基本計画において定めることとしています。また、地域雇用機会の創出と地域経済の健全な発展なども明記し、原発立地に協力してきた地域の今後の経済や雇用にも配慮することを規定しています。

Q 7 この運動は政党とどのような関係をつくるつもりですか。

A あらゆる政党から独立して活動します。

この運動は国会に法律案を提案し、その可決を求めて活動するのですから、政治に関わらざるを得ません。提出会派や賛同議員のご協力には深く感謝していますが、自立した市民運動として、あらゆる政党からは独立して脱原発の実現を唯一の目的として活動します。そして、脱原発を志向する政党とは、緊密に連携を図り、提出できた法案の早期の成立や法案に賛成・賛同される政党や議員を増やしていくため協働していくことを目指します。

Q 8 なぜ、脱原発法制定全国ネットワークは法案提出を急いだのですか。政党間の政策のすりあわせのための十分な時間がとれなかったのではないですか。

A 急がなければ、法案の提出が困難になったからです。

脱原発法制定全国ネットワーク（以下「ネットワーク」）は 2012 年 8 月 22 日の立ち上げ以降、同年 9 月 7 日に迫った国会会期中の法案提出を目指して大車輪で活動しました。一部に拙速ではないかという批判もある中でこのような方針をとった理由は、秋以降の早い時期に衆院解散が実施され、総選挙では今後の原子力政策が大きな争点となるにもかかわらず、各政党、候補者の政策は明確でなく、明確な争点を提示する必要があると考えたからです。衆院選が近づくとつれて各政党間の対立は激化し、超党派の合意はより困難になっていく傾向にあります。衆院選後の国会で脱原発政策を確実に実現するためのツールとするためには、法案をこの国会会期中に提案しておく必要があると考えたのです。また、このような法案を提出する作業は原発推進勢力との闘いです。脱原発志向の政党にも原発を推進する国会議員が所属しており、中央官庁、電力会社や経済界などが全力でこれを妨害しようとしてきます。時間をかけて討論するということは、このような妨害を強めることにもつながりかねません。国会に提出された法案は、いつでも議員の合意によって修正が可能です。国会の内外で、脱原発法の内容を豊富で強力なものにしていくための討論を継続し、必要に応じて、提出された法案を修正し、深めていくべきと考えたのです。

Q 9 衆議院選挙で、脱原発が争点にならなかったことについて、どのように総括していますか？

A 脱原発を実現するためには、最終的に国家の意思として脱原発を立法化する必要があることに変わりはなく、これまでの活動の意義と重要性はいささかも失われてはいません。

2012年9月7日には、衆議院において、脱原発基本法案が提出されました。しかし、その後の衆議院解散・総選挙によって、同法案は審議入りすること無く、廃案となりました。その後の衆議院選挙は、脱原発活動にとって、大変厳しい結果となったことは、皆様ご承知のとおりです。しかしながら、各種世論調査においても、脱原発を求める声は、国民の過半数を超えております。私たちは、衆議院選挙結果を受けて、これまでの活動を振り返りましたが、脱原発を実現するためには、最終的に国家の意思として脱原発を立法化する必要があることに変わりはなく、これまでの活動の意義と重要性はいささかも失われてはいない、との結論に達し、引き続き、脱原発法の制定を求めて、活動を継続することにしました。

事故後2年が経過した2013年3月11日には、脱原発基本法案を、参議院に再提出することができました。生活の党・社民党・みどりの風の3党と無所属の糸数慶子議員、民主党の5人とみんなの党の4人が賛同を得て、合計27名の賛成・賛同による提案です。今回提出した脱原発基本法案は、2012年9月7日に衆議院で提出された法案と、基本的な内容は変わっていませんが、発送電の分離と電力の自由化を図ることを、法案の前文に入れました。これはみんなの党の賛同議員の方からのご意見に各党が同意されました。また、原発の新增設を認めないことを盛り込みました。自民党の新增設容認の意向との違いを明確化することに各党異議なく了承されました。私たちは、各政党に対して、それぞれの政党の政策に沿った脱原発法案の提出を求め、国会でこれらの案をすりあわせ、脱原発法についての審議を始めるように求めています。

Q 10 脱原発法に賛同する議員は衆議院でも参議院でも過半数には届かないのではないですか。提案はできても、否決されて終わりではないですか。

A 法案をリトマス試験紙として次の選挙での投票行動を選択できます。

確かに今の国会の構成では過半数に届いていません。衆議院選挙で当選した脱原発法条推進議員は27名、参議院に提出した法案の提出・賛同議員は27名に過ぎません。民主党議員の中で大飯原発の再稼働に反対する署名をした議員は117名（衆議院81名、参議院36名）です。脱原発をめざすと言われている生活の党、みんなの党、共産党、社民党、みどりの風を合わせても衆議院、参議院の過半数には届きません。

しかし、脱原発法案は、衆参両院に提出されたものであるということの意味は大きいと思います。現に提案された法案への賛否に答えることは、国会議員および立候補者にとっての責務といえるからです。あいまいな態度をとることは許されないのです。有権者にとっては、法案への賛否を判断材料として、次選挙で投票先を決めることができます。そうすれば、私たち有権者は原発推進の政党や、抽象的な「脱原発依存」を掲げるだけの政党と、具体的で明確な「脱原発法」に賛同する政党とを区別することができます。個々の候補者においても同様です。このように法案をリトマス試験紙として、真に脱原発政策を実

現する政党か、候補者かどうかを有権者が見分けた上で投票できるようになるのです。

そして、私たちが賢い有権者として主権を行使することで、国会内での脱原発議員、脱原発政党を、拡大していくことが重要だと考えています。また、脱原発に反対する自民党などの政党にあっても、個々の議員の中には、脱原発法に賛成してくれる議員がいるかもしれません。むしろ、そうした議員を増やさなければなりません。その説得のためにも、脱原発基本法案は、一つの物差しとしての機能を果たすでしょう。

Q 1 1 この運動は国会ロビー活動が中心のようにみえますが、市民は次の選挙で、この運動にどのような形で関わることができますか。

A 脱原発基本法案を候補者の選挙事務所に持参して、これに賛成するよう回答を求めています。

私たちは、国会ロビー活動にも取り組むとともに、市民が主体的に関われる活動にしています。「国策としての原発推進を転換させるため、このような活動を期待していた。各地でどのように活動したらよいのか、方法を教えてほしい。」という積極的な声がネットワークに寄せられています。ネットワークとしては、脱原発法に賛同した議員に提供するステッカー、脱原発法政策契約、運動マニュアルなど各地の脱原発運動がこの法律をツールとして活動する時の「パッケージ・ツール」を作りました。私たちのHPから、ダウンロードできます。また、この活動を全国に広めたいと考え、賛同団体も募っています。

すでに生活協同組合や消費者団体の中にもこのような活動に取り組もうという動きが始まっています。国政選挙はもちろん、あらゆるレベルの選挙において、候補者に法案への賛否を明らかにするよう求め、その結果を有権者に知らせていくことが重要な活動となります。脱原発法を支持する候補が当選できるよう、さまざまな活動に取り組んでいきます。

私たちの決意

大江健三郎さんは、ネットワークの結成時の会見で、「小説を書いている人間として、一人の市民として、原発は根本的な倫理に反するものだと申し上げてきた。私たち、今生きている人間の根本的なモラルは、次の世代の人間が生きていくことを妨害しないことだ。そのためには原発をすぐにやめなければならない。大飯原発の再稼働を許したじゃないかと言う、敗北感、無力感を、強く感じながら、私はこの夏を過ごしていた。脱原発法は、遅くとも2020～25年には脱原発を実現するという、根本的でありながら、現実的な政策だ。」と述べられました。

ドイツにおいても、福島原発事故後に2011年5月に国民的なコンセンサスによって2022年までの脱原発が国の方針となり、2011年7月に原子力法が改正されました。

原発をやめるべきだという私たち一人一人の倫理的な判断を政治的な現実に変化していくためには、国会における法律がどうしても必要なのです。

もちろん、法律に定めた期限は「遅くとも」であり、「即時ゼロ」を目指す運動や政党とも協力し、これを前倒しで実現できるように、全力を尽くします。

全国で個々の原発の危険性を主張して訴訟や住民投票条例の制定、デモや署名などで再稼働反対に取り組むことと、脱原発法制定に取り組むことは同じ目標のためのひとつながりの活動であり、互いに矛盾するものではありません。自信を持って取り組んでいきましょう。

政策契約書

(前文)

原子力発電は、潜在的な危険性の高さにおいても、放射性廃棄物の処理においても、信頼性及び安全性が確保されたエネルギーではない。一旦事故が起これば幾多の人々が故郷を追われ、働く場を失い、家族を引き裂かれるのみならず、周辺地域や国民経済に与える甚大な被害や人々の不安と恐怖を考えれば、むしろエネルギーとして、極めて脆(ぜい)弱なものであった。

原子力発電所において重大な事故が発生した場合に被害を受けるのは、原子力発電の利益を享受している現在の世代の人間にとどまらない。将来の世代の人間も、その事故に起因する数々の危険にさらされる。また、事故が発生しなくても、いまだに放射性廃棄物の最終処理の道筋が確立しておらず、仮に確立できたとしても、十万年以上の長い管理が必要とされる。原子力発電所の事故がもたらす重大な影響を知った我々は、今こそ「脱原発」の意思決定をする責務がある。

このような観点から、脱原発法制定全国ネットワークと、参議院議員選挙候補予定者である貴殿は、次回の参議院議員総選挙に関して、国家として「脱原発」を明確にし、その確実な実現を図り、脱原発基本法案の早期成立をめざすために下記の基本姿勢と政策契約内容について双方合意し、ここに政策契約を締結する。

脱原発法制定全国ネットワークは、今次選挙にあたり貴殿を脱原発法制定推進候補として公表する。

貴殿は、合意した基本姿勢・政策契約内容（裏面記載）を、誠実に国政に反映するよう全力を尽くすことを確認する。

なお、本契約書は2通作成し、脱原発法制定全国ネットワークと貴殿が署名捺印の上、それぞれ1通ずつ保管する。

2013年 月 日

参議院議員選挙立候補予定者
選挙区・比例区

印

脱原発法制定全国ネットワーク代表世話人

河 合 弘 之 印

(基本姿勢)

1、参議院議員選挙立候補予定者である貴殿は、脱原発基本法案の早期成立をめざすことを約束する。

2、脱原発法制定全国ネットワークは、参議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、脱原発基本法案の早期成立を目指している候補者であることを確認し、公表する。

(政策契約内容)

1、脱原発基本法案について

本合意において、脱原発基本法案とは2013年3月11日に参議院に提案された脱原発基本法案をいう。

2、法案への賛成

参議院議員選挙立候補予定者である貴殿は、参議院選挙で当選した時は、国会審議において脱原発基本法案の成立のために誠実に努力する。

3、賛同議員であることの公表

脱原発法制定全国ネットワークは、参議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、脱原発基本法案の早期成立を目指している候補者であることをマスコミ等に公表し、HPその他の宣伝媒体に表示する。

4、脱原発法ステッカーの使用

脱原発法制定全国ネットワークは、参議院議員選挙立候補予定者である貴殿が、自らの選挙ポスターなどに脱原発法制定全国ネットワーク作成の脱原発法ステッカーの使用を認める。

以上

脱原発法制定「政策契約書」への賛同・署名をお願いします

脱原発法制定全国ネットワーク

私たち「脱原発法制定全国ネットワーク」は、あらゆる政党から独立して、脱原発の実現を唯一の目的として活動する市民団体です。

今日、日本国民の大多数が日本から原発をなくすことを望んでいるにもかかわらず、その声は政策に反映されていません。2012年8月22日の設立以降、私たちは「原発をやめるべきだ」という私たちひとりひとりの倫理的な判断を政治的な現実に変化していくためには、**国会における法律化が、どうしても必要**との考えから、「脱原発法」制定を国会議員に呼びかけてきました。

その結果、昨年9月7日には、102名の国会議員の賛成・賛同を得て、「脱原発基本法案」が、議員立法として衆議院に提出されました。しかし、11月の衆議院解散にともない、同法案は衆議院では廃案となっています。

私たちは、この運動を参議院でも継続し、その結果、今年3月11日、26名の参議院議員の賛成・賛同を得て、「脱原発基本法案」が議員立法として参議院に提出されました。

脱原発を求める8割以上の国民の意思を具体的な政策の形で実施するためには、今回の参議院選挙でこの「脱原発基本法案」に賛同する候補者がさらに多く当選する必要があります。そのために、参議院議員選挙候補者である貴殿に、「脱原発基本法案」に賛同し、当選後に脱原発法案の早期成立のために全力を尽くすことを約束する**脱原発法制定のための「政策契約書」への署名**をお願いします。ご署名いただいた候補者については、**脱原発法賛成候補**として、「脱原発法制定全国ネットワーク」の公式ホームページで選挙民に広く公表させていただくほか、選挙運動で脱原発法賛成候補であることを示すステッカー等を提供させていただきます。詳細につきましては、添付いたしました下記の文書をご覧ください。

- リーフレット「脱原発法をつくろう！」
- 「脱原発基本法案」全文
- 脱原発法Q&A
- 政策契約書

「脱原発基本法案」への貴殿の賛同・署名のご意志をうかがうため、後ほどご連絡させていただきます。よろしくお願い致します。

脱原発法制定全国ネットワーク事務局

〒100-0011東京都千代田区内幸町1丁目1番7号
NBF日比谷ビル16階 さくら共同法律事務所内
TEL:03-5511-4386(事務局専用)/03-5511-4400(さくら共同法律事務所代表電話)
FAX:03-5511-4411
メール: datsugenpatuhounet@gmail.com
公式ホームページ: www.datsugenpatsu.org